伊方訴訟ニュース

第68号

1979年4月25日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15第1神明ビル 藤田法律事務所内Tel 06－363－2112,口座大阪48780）

スリーマイルは遠からず
伊方原発を完全撤去せよ
運転継続は明白な犯罪行為

スリーマイル島で発生した〝衝撃波〟が、約12,000キロメートル離れたわが国に伝えられたのは、3月29日の朝であった。初めは、例によって、「少し蒸気が漏れ出た程度の事故」として伝えられた。しかし、やがて、2号炉の炉心は手のつけようのない状態となっていて、炉心溶融の進行に伴う大量の水素ガスの発生により、完全炉心溶融への途を歩んでいる事態が明白となった。大量の放射性ガスの流出と完全炉心溶融到達時の最悪事態とに備えるため、半径8キロメートル以内の妊婦と幼児に緊急避難命令が出され、さらに、周辺に居住する60万人に達する人たちにも避難待機が勧告されるに至ったのである。

時々刻々伝えられる緊迫した情報と光景は、これまで、「原発は絶対安全。大事故など絵そらごと」との悪質な宣伝に乗せられ、はしゃいできた人たちを直撃した。また、原発のことを、何か遠い別世界での騒ぎごとと、あまり気にもとめてこなかった大ぜいの人たちにも、すさまじい「原子力時代」にさしかかっていることを気づかせた。

こうしてひき越こされた驚きと恐怖の中で、このようなできごとの到来を、すでに以前から訴え続けてきた人たちが、わが国にもあっ

第3回控訴審公判
5月25日（金）午前10時半より

高松高裁6階法廷

原告住民側の攻撃的な陳述に対し、被告国側は、前回未朗読に終わっている答弁書を陳述することができるのであろうか。その中で、「原子炉の安全性は確実に確保され、これまで世界中で運転されてきた商業用発電炉約200基の運転に際して、外部に異常な量の放射性物質の放出をもたらしたことがただの一度もない」とうそぶき、また、スリーマイル島でのような「二次冷却水の給水が全く停止するような可能性はなく、万一の場合にも、ECCSによる冷却水の注入によって炉心溶融に至るはるか手前の段階で抑えることができる」、と断言しているのである。次回の法廷は全国民注視の的となることであろう。伊方住民と全国の同志で法廷を埋めつくそう。

たということが気づかれ始めたのである。その人たちとは、ほかでもなく、伊方原発訴訟を闘い続けてきた伊方とその周辺の住民たちだったのである。そして同時に、その住民たちの訴えが、原発規制の責任を負った国と、その国を救うために公正さをかなぐり捨てた松山地裁とによって、「そんな事故は絶対起り得ない」との理由の下に、約11カ月前に葬り去られていたことも思い出されていったのである。

伊方の住民と同じように、長い年月、馬鹿者呼ばわりされながらも、歯を食いしばって原発の非人間性を訴え続けてきた各地の住民たちが、口で言いあらわせない感動に身を震わせながら、ビラを作ったり、抗議や申し入れの行動に立上っている様子が「支援する会」にも伝えられてきていた。

しかし、その時すでに、舞台裏をさらけ出された推進役者たちは、大急ぎで幕を下して、その場をとりつくろおうとし始めたのである。曰く、「あんな事故はアメリカで起っても、日本では起こらない」と。そして、幕引き役に駆り出された原子力〝安全〟委員会の中で、大立回りをやった人物こそ、伊方の人たちにとって、忘れることのできない内田秀雄センセイだったのである。「アメリカでもおそらく十分な対策をとっていたのではないか」との記者たちの追及に、「アメリカのことは知らんが、日本では絶対起らない」との名セリフを残して幕の向こうに引っ込んだとか。

こうした情況の中で、伊方原発訴訟原告団と弁護団から、各地の反原発運動に東京行動が呼びかけられた。「4月5日、通産大臣と原子力安全委員長に手渡す申し入れ書や抗議文を持って集ろう」と。

4月5日当日、集合場所にしていた科学技術庁では、鉄柵を閉し、検問体制がとられていた。大ぜいの守衛に混って、松山の法廷にも出ていた顔もいくつか並んでいる。「年老いた人たちも多い私たちを通さない理由は何か」と追及しても、「庁舎管理規則で」の一点張り。「各地の住民をしめ出しているこんな所がテレビや新聞に出ても恥しくないのか」と言われても、物も言えずに下を向くだけ。やがて各地の代表も勢揃いしたので、「また後でくる」と言い残して通産省へ。

通産省では検問もなく、全員が資源エネルギー庁の一階ホールに迎え入れられた。しかし、そこでストップ。「急だから大臣は会えない。代わりの者が皆さんの要望を承る」という対応に、全員が激しく抗議してやりとりが続く。この間、ホールに坐り込んだ各地の代表と東京の運動体の人たちとで、交流集会が開かれた。トップに立った伊方の原告団(6名参加)から、通産大臣に手渡す予定の、つぎの要求書が読みあげられた。

伊方原発の完全撤去を求める要求書

私たち、地元住民は過去10年以上、多大な犠牲にも堪えながら原発反対の闘いを続けてきました。

私たちは、当初から「国や四国電力が言うように原発が本当に安全なものなら何故、電力を多く使う大都市へつくらないのか」と訴えてきました。しかし、国や四国電力は、これにはなんら答えようとせず、「原発は安全無害、地域開発になる」等と称し、そればかりか命がけで反対する住民に対して、無知であるから、特定のイデオロギーを持つ者に踊らされていると耳をかそうとしなかった。そのうえ、地元住民を「おどし」あるいは「す

かし」、違法・不法・公序良俗に反して建設を強行し、度々、事故を起こしながら、運転を続けてきたのであります。

私たちは、金も組織もない非力なものばかりではありますが、自らも学習するとともに、良心的な学者や弁護士の協力を得て、反対運動を行う一方、裁判の審理のなかで、国や四国電力の言うウソの安全宣伝をあばいてきたのであります。

特に地域住民に破滅的な被害をもたらす炉心溶融と言う大事故についても、くりかえしきびしく指摘してきました。ところが、国や四国電力は言を左右にしてこのような大事故は現実にはあり得ないといい今日まで住民を欺いてきたのであります。

しかしながら、今回の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の大事故により、国や四国電力が如何に地元住民や全国民を欺いてきたか。そして、私たちの主張する「原発は危険で恐しい器機である」ことが実証されたのです。同時にこの事実は、最も厳正であるべき設置許可の安全審査が、きわめて杜撰・恣意的に行われたこと、又「神聖」であるべき裁判所において裁判官及び国民をだましてきたかが明らかになったのであります。

この大事故により、伊方原発が安全であるという設置許可の根拠は全くなくなりました。たとえ、一定の手続きをふんでいるからといって、地元住民や国民を欺いて許可されたことは絶対に許されません。しかも、スリーマイルアイランド原子力発電所の大事故でもわかるとおり、炉心溶融という大事故がいつ起こるかも知れないという伊方原発をこのまま存続させ運転及び建設させることは絶対出来ないところであります。

もうこれ以上、地元住民の生命を脅かすことはやめて下さい。

ここに全ての国民の御理解を得て、伊方原発一号・二号共々速に完全撤去するよう地元住民として強く要求するものであります。

昭和54年4月5日

伊方原発反対八西連絡協議会
会長　川　口　寛　之

通商産業大臣 殿

各地の住民に共通の怨念と当然の要求の訴えに、深い感動と共鳴の大拍手がホール一杯にひびき渡る。「ここで集会をやってもらっては困る」との庁員の抗議も完全に無視。

続いて、6名の代理人と2名の補佐人とが参加している伊方弁護団から、通産大臣あてのつぎの申入書が、その決意の表明として報告された。

申　込　書

去る3月28日早朝(日本時間同日夕刻)アメリカのペンシルベニア州スリーマイル島原子力発電所で発生した事故は、あらためて全世界の人々に原子力発電所の事故の恐ろしさを思い知らせた。この事故の実態は、今なお正確に把握されておらず、又、秘密のベールに包まれたままであるが、これまでの経過が明らかに示しているように、二次冷却系の停止が不可避的に炉心溶融を招来すること、ECCS(非常用緊急炉心冷却装置)は、このような炉心溶融の破滅的大事故を防止する能力を全く保持していないこと、これらのことが伊方原子力発電所をはじめとする現在の加圧水型原子力発電所の根本的欠陥であることを如実に示し、原告弁護団が危険性の一例として具体的に繰り返し主張立証してきた事

故態様を不幸にも実証した。

被告国はこれに対し、主給水ポンプの外に補助ポンプがあるので、二次系の冷却水が停止することはあり得ない。また、たとえ、このような事態においても、ＥＣＣＳは有効に作動し、炉心は安全に冷却されると、何らの証処を示すことなく強弁してきた。

松山地裁の判決は、全く理不尽にも被告の主張をそのまゝ鵜呑みにして、この点においても原告らの主張を排斥したのである。しかし、今回のアメリカでの事故は原告らの主張がいかに正しいものであったかを全世界の人々の恐怖の中で事実をもって証明したのであり、判決の不当性はこの点だけに限っても明白となったのである。

原子力発電所は、その運転によって、日々大気や海水中に多量の有害な放射性物質をまき散らすだけではなく、天文学的な放射性物質を炉内で生成し、これを蓄積する。今回のような炉心溶融事故がさらに進展し、炉内の放射性物質が環境に多量に放出されることになれば、その災禍は測り知れないものとなる。出力５６万キロワットの伊方原子力発電所の大事故の場合、その放射性毒物による影響は発電所を中心として、半径２５０キロメートルにも及び、この範囲の中に四国、九州、中国地方の大部分が包含されることになる。原子力発電所には、二重、三重の安全装置が施されているので、このような破滅的大事故が起こる可能性は万が一つにもあり得ないというのが、これまでの国や電力会社の主張であったが、今回の事故は、そのような宣伝が敷地周辺の住民や国民を欺瞞するための真赤な嘘であったことを明らかにし、「安全神話」はここに溶融したといわざるを得ない。

原子力発電所には、今回の事故にみられるように人為的制禦の困難性のほかにも、ここから産み出される多量かつ、数十万年に及ぶ長寿命の「死の灰」や各種の放射性物質の安全保管の問題があり、これらを考えると、人類との関係では「発電所」というより「大量の超毒物の製造工場」とみるのがその本質の正しい認識である。

このような、人類がこれまで取扱ったことがなく、われわれのみならず未来の人類の生存まで脅やかす、危険な超毒物を大量に作り出すこと自体が、技術的欠陥を云々する以前の問題として、憲法１３条、２５条等に違反するものとして設置を許されてはならないのである。

今回の事故炉と型式、構造を共通にする国内の加圧水型原子力発電所は、その危険も又共通である。しかも大地震が多発する日本の国情や、技術がアメリカからの借り物であることを考えると、日本では今回以上の大事故が発生する危険は一層大きいと言わなければならない。

しかるに、政府や電力会社は、今回の事故が現在及び未来の人類の運命に対する重大な警告であることに殊更、目をつむり、事故を倭少化し、お座なりの点検で当面を糊塗し、「運転を継続しながら、安全対策の充実をはかる」等の態度を表明している。これは国民、とりわけ原子力発電所周辺で生活する住民に対する明白な犯罪行為である。

われわれは、今回のスリーマイル島原発事故と同様の事故態様を訴訟を通じ、具体的に主張してきた者として、政府が直ちに伊方をはじめ既設の原子力発電所の運転を停止する措置を講じ、その設置許可を取消し、一日も

早くこれらの施設を完全に撤去し、現在の原子力発電所建設計画をすべて撤回することを強く要求するものである。

昭和54年4月5日

伊方原発行政訴訟弁護団

通商産業大臣　江崎眞澄殿

とくに「運転継続は明白な犯罪行為」とのくだりでは、一きわ高い拍手。原告団と弁護団が表明した決意が、期せずして当日の行動の核心となっていったのである。伊方に続いて、川内（鹿児島）、田万川（山口）、福井、南紀、熊野、能登、柏崎、巻、浜岡、東海、女川などの住民代表、そして電産中国や、東京、大阪など都市での運動の代表などが、つぎつぎと立って報告。受身の闘いを強いられていたところでは攻勢に、攻勢に立っていたところでは追撃にと、力強い情況と決意が語られていった。

そうこうしている間にも、大臣会見要求の交渉が3時間にわたって続く。約60名の代表団も、ともかく会議室に入って、原子力発電課長と大臣会見について交渉することを認め移動した。ところが課長は、「今日は大臣は会えない。自分が皆さんの要望を取りつぐ」と居直る。激しい抗議の中で、結局、大臣は選挙応援のため不在ということが判明し、住民代表の怒りはさらに深まる。大臣と連絡がつくまでの間、各地の原発の運転を継続している理由を説明せよと要求。しぶしぶ始めた説明は、「原子力安全委員会の、日本の原発は大丈夫という決定で運転を続けている」との、一分程度のもの。あまりのお粗末さに、住民代表はもとより、つめかけた記者諸君もあっけにとられたまま。東京の人たちに、「三日前に来た時は、もっと自信あり気にペラペラしゃべっていたではないか」と暴露され、下を向いたまま。住民代表は口々に、「こんな連中がわれわれの生命を脅かす原発を牛耳っていたのか」と、怒りとも嘆きともつかない表情で話し合う。

夜の10時ごろ、近くの会場で開かれていた東京の市民グループ主催の抗議集会が終わり、応援の人たちがつめかける。会議室は、課長ら4名をとりかこむ200人近い人たちで超満員。時々、椅子から立上った課長が、警官導入の口実を作るためか、「出して下さい」と大声で叫ぶが、あてにした救援隊は一向にあらわれずじまい。もちろん、トイレや食物の〝差入れ〟は自由。住民代表は、「機動隊を呼ぶなら呼んでみよ。我々の後には大ぜいの国民がいる」と抗議したり、「あなた方を拘束しているのではない。ただ、あなた方が、我々お客を放って帰ろうとするから、それは失礼ではないかと止めているだけ」と諄々と説いたりしながら、大臣や原子力安全委員長との接触を、室内の電話を通じて、深夜まで、さらに、早朝から続けたが、すべて拒否されたままであった。

4月6日の朝、「大臣との会見の調整をして必らず帰ってくる」と約束して課長らは〝釈放〟されたが、完全に裏切って逃亡したまま。大臣室に向う代表団の行手は、出口以外、一切のシャッターを閉じたままという〝戒厳状態〟。閉ざされた通産省正面玄関前で、抗議のシュプレヒコールをぶっつけ、各地での原発を葬る闘いで今日の仕打ちに答えるとの決意を表明しつつ、今回の東京行動を終えた。

（Q）

スリーマイル原発事故の経過

二次冷却水の完全停止 ―→ ＥＣＣＳ役立たず ―→ 炉心の崩壊，部分溶融 ―→ 大量の放射能流出

伊方原発訴訟で証人として出廷した人たちもメンバーとなっている「原子力技術研究会」は、今回の事故を過小評価しようとする推進側の策動に対応するため、これまで入手した情報を取捨選択して、4月4日、事故の原因、経過さらには現状についてのつぎのような中間見解を公表した。

原子炉二次給水系の完全停止

同一の原因によって、同時に多数の機器が故障するという〝共倒れ故障〟の重要性は、特に地震国日本の場合、多くの専門家によって指摘されて来た。今回の事故も、二次給水系が一斉に故障する〝共倒れ故障〟から発生した。

スリーマイル島原発2号炉には、二次冷却水を蒸気発生器に送るため、2台の主ポンプが備えられていた。しかし、蒸気発生器との間にあるバルブ（他の情報では主ポンプの手前のポンプ）が駆動装置の故障により閉じたため給水不能となり、主ポンプもすべて停止した。さらに、主ポンプ停止時に働く予定の3台の補助ポンプも、これまた、蒸気発生器との間のバルブが、補助ポンプ補修作業の際に閉じたままになっていたため、せっかく働いても送水できず、絶対起こり得ないとされていた二次給水系の完全停止という事態が、いとも簡単に発生した。このような事態は、たとえ予備のポンプが何台あっても関係なく起きる。つまり、「二重三重の防護装置」も一つの原因でだめになる、いわゆる〝共倒れ故障〟の典型が現出したのである。

ＥＣＣＳ役立たず炉心崩壊・溶融

二次給水系の〝共倒れ故障〟に対応しうるＥＣＣＳの必要性も指摘されていたにも拘らず、現行のＰＷＲには、そうしたＥＣＣＳは設置されていない。そして、今回の事故では、すでに少くとも炉心の1/4が崩壊し、その中心部は溶融していると考えられ、ＥＣＣＳは、その本来の機能を全く果し得なかった。

二次冷却水が完全に停止したため、蒸気発生器で二次冷却水で冷却されるはずの原子炉水（一次冷却系）の温度と圧力が急上昇し、原子炉と連結されている加圧器という装置にとりつけられていた「逃し弁」から原子炉水が噴出した。そして、原子炉は制禦棒が落下して12秒後に停止した。しかし、燃料棒の中に蓄えられている多量の〝死の灰〟の発熱のため燃料棒は熱し続けられた。

事故発生後2分たって、ＥＣＣＳの一つである「高圧注入系」からの原子炉内への送水が始まった。しかし、時すでに遅く、その表面が水蒸気で覆われて高温となった燃料被覆管が高温の水蒸気と激しく反応して水素を発生しつつ燃え出し、それにつれて被覆管内部にあった酸化ウランのペレットが転げ落ちる、燃料棒の焼損、崩壊が起こり始めていた。し

たがって、ＥＣＣＳからの注水があっても、炉心はもはや手のつけられない状態となっていった。

運転員がＥＣＣＳを途中で短時間停止させたことや、一次冷却材ポンプをある期間停止したことが、さも、ＥＣＣＳの有効性を損ったかのように宣伝されている。しかし、これらの操作は、いずれも、手のつけられない状態となった炉心に直面した運転員が、圧力急上昇や異常振動から原子炉を守ろうとして試みた、実に沈着な操作であったと評価すべきである。

このようにして、事故発生後数時間の間に、始めは炉心の局部で発生した燃料棒崩壊は、転げ落ちたペレットが原子炉水の通路を塞ぐことによって他の燃料棒を焼損、崩壊させるという経過で、つぎつぎと崩壊の範囲を拡大していった。そして、それに伴って、炉心に蓄積してきたペレットの山の内部は、冷却効果の低下のために溶融状態となった。ただ、ＥＣＣＳからの給水が続いていたことと、原子炉水が一次冷却材ポンプで高圧力で循環させられていたために、ペレットの山の外側は冷却されており、炉心全体が高温でドロドロの溶融体となって原子炉外にとけ落ちるという最悪事態は、これまでのところ免れている。

燃料被覆管が燃えて発生した水素が原子炉の中部にたまり、それが炉心の冷却効果を悪くして炉心の崩壊を促進した。また「逃し弁」から格納容器内に流出した水素が空気と混り合って爆発を起こしたことが確認されている。ただ、その規模や与えた損傷については、全く秘密にされたままである。発生した水素の量から、炉心にあった燃料棒約４万本のうちの約四分の一に相当した被覆管は、すべて焼け崩れたと推定できる。

原子炉水と直接接触しているペレットの中から、多量の放射能が原子炉水に溶け込み、それらが、「逃し弁」から格納容器を通って、あるいは、事故発生後、破損した蒸気発生器を経て、大気中に流出した。その量は完全に秘密にされているが、日本原子力研究所労働組合の討論会で発表された試算では、体外からの全身被ばくにだけ寄与してくる希ガス放射能だけでも、１２０万キュリー以上流出したであろうと推定されている。伊方原発では、「技術上考えられない仮想事故」においても、１６万キュリーしか流出しないということに安全審査ではなっていた。今回の事故が、放射能の流出でも重大なものであったかを示している。まだ発表されていない放射性ヨー素など、体内被ばくに寄与する放射能の流出を考慮すると、周辺住民の被ばく推定は、さらに重大なものとなるであろう。

崩壊・溶融した炉心の冷却は、現在なお、困難であり、溶融部分の拡大の危険が依然として存在している。

破局的危機を回避するためには、今後長期にわたる炉心冷却が必要であるが、危険を内包したままの長期化は、本質的な危機であり事態は全く予断を許さない。

スリーマイル島原発２号炉の炉心は、運転中には約２７０万Ｋｗの出力であるが、事故後１０日たっても、炉心の放射能の発熱で、なお４０００Ｋｗ以上、１月後でも２０００Ｋｗ以上の出力を維持している。したがって、もし冷却水がとまったり、炉心の形状が変化して冷却効果が低下すると、崩壊した炉心内部の溶融部分がその範囲を拡大し、遂には、

全炉心溶融といった事態も発生する。事故は現在も、そして、今後かなりの長期間にわたっても続くのである。

破たんした柏木判決

今回のスリーマイル島原発事故は、伊方原発訴訟第一審で、原告住民側が主張してきた、「二次冷却系故障によってひき起こされる炉心溶触」の危険を、事実で証明した。以下に、原告の主張、被告国側の弁明、そして、柏木判決の判決理由を、準備書面あるいは、判決文から原文のまま再録し、国の主張と、それを受け売りした柏木判決の破たんぶりを明らかにしておこう。

原告住民側の主張（準備書面12，13）

直接一次系圧力バウンダリーが破損するのではなくとも、原子炉一次系の熱除去が行われなくなり、結果的にＬＯＣＡを惹起し、炉心溶融に到る場合がある（甲六一号証、四六頁）。

原子炉一次系の熱除去は、正常な時には蒸気発生器二次側の水の蒸発によって行われている。しかし、主給水系と補助給水系からなる二次側給水系が故障し給水が止ると、原子炉の停止が行われても、崩壊熱による発熱のために、蒸気発生器二次側の水は蒸発によっておよそ３０分で空になる。そうなると蒸気発生器による一次系の冷却は行われなくなるため、崩壊熱によって一次系の温度は上昇し、一次系の圧力は高くなる。一次系が過圧状態になると、加圧器にある蒸気逃し弁及び安全弁が作動して一次系の蒸気を放出する。蒸気逃し弁が開かれるとそれは第一、一、に述べた極小破断ＬＯＣＡに相当して、一次冷却材は失われる。この場合には、ＥＣＣＳからの注入水が炉心で蒸発することによって炉心を冷却することになる。しかし、原子炉内は蒸気のために高圧（１６０気圧以上）であるため、炉心への注水は充塡ポンプによってしかできない。しかし、充塡ポンプによる注水量だけでは崩壊熱の除去には不充分であり、注入水も蒸発してしまうために、炉心内温度は上昇する。そして蒸気発生器の二次側の水が空になってからおよそ３０分から１時間以内に炉心は溶融する。

右のような二次給水系の故障によるＬＯＣＡに対しても、本件ＥＣＣＳは、たとえ作動しても無効となる。したがって、唯一の安全防護対策は、圧力容器破壊の場合と同様に、二次給水系の無事を祈ることだけである。

被告は、この場合、蒸気逃し弁の作動圧力設定点を下げることにより、ＥＣＣＳによる冷却水の注入が可能になり、炉心の除熱を行うことができると無知な主張をなすが、炉心の体積は一定だから外部に出た量以上の水を内部に注入できないのは自明のことであり、事態は極小破断ＬＯＣＡであることは変わらず、従ってＥＣＣＳのうち高圧系しか働きを期待できず、必然的に炉心は溶融するのである。

被告国側の弁明（判決文より）

本件原子炉には、二次冷却水の給水設備として、主給水ポンプ３台と電動の補助給水ポンプ２台及びタービン駆動の補助給水ポンプ１台とがそれぞれ設けられているため、たとえ、右主給水ポンプ３台のうち１台が故障したとしても、他の２台によって運転を継続す

ることができ、また、外部電源がすべて喪失したため主給水ポンプのすべてが作動できなくなったとしても、それぞれの非常用ディゼル発電機を電源とする補助給水ポンプ２台のうちの１台あるいは蒸気発生器で発生した蒸気の一部を主蒸気管から抽気することによって駆動することのできるタービン駆動補助給水ポンプによって、いずれも十分な二次冷却水を蒸気発生器に給水できるようになっているのであって、二次冷却水の給水が全く停止するような可能性は存しない。

そして、万一、二次系冷却系の全給水が停し、加圧器逃し弁及び安全弁が作動するような原子炉の過圧状態が発生したとしても、右逃し弁の作動圧力設定点を下げることにより、ＥＣＣＳによる冷却水の注入が十分可能になるまで一次冷却系の圧力を低下させることができ、右ＥＣＣＳによる冷却水の注入によって炉心溶融に至るはるか手前の段階で炉心の除熱を行うことができるのである。（なお、ブラウンズフェリー発電所においては、各種ケーブルの壁貫通部の気密保持に可燃性のポリウレタン材を使用していた上、ケーブル間の物理的分離が不十分であったため、火災に際し、信号用ケーブル等が焼けたが、本件原子炉においては、安全上重要な設備のケーブルは、難燃性のものに延焼防止塗料を厚く塗布したものを使用する上、物理的にも十分分離して設置するなど防火対策及び多重性維持のための対策が講じられている。）。

しかも、仮に何らかの原因によって右二次冷却水の給水設備のすべてが故障した場合においても、２つの蒸気発生器に二次冷却水が存在しているため、右蒸気発生器の主蒸気逃し弁又は主蒸気安全弁からそれぞれ蒸気を放出することによって、約３０分間は、原子炉停止後の崩壊熱を除去することができ、また、２つの蒸気発生器にあった二次冷却水がなくなった後は、加圧器逃し弁の作動と高圧注入系による注水によって十分炉心の崩壊熱を除去することができるのである（原告らの右主張は、蒸気発生器内の二次冷却水の存在を無視するとともに、加圧器逃し弁の等価直径を誤る（原告らは口径約１センチメートルというが実際は約３センチメートルである）ことによって、そこからの放出量を九分の一にしか評価していない点に明らかな誤りがある）。

柏木判決　（判決理由より）

原告らは、更に、本件ＥＣＣＳの効果がないＬＯＣＡとして、二次冷却系の故障によるものがある旨主張する。すなわち、一次系の熱除去は正常な時には蒸気発生器二次側の水の蒸発によって行われているが、しかし、主給水系と補助給水系からなる二次側給水系が故障し、給水が止まると、原子炉の停止が行われても、放射性物質の崩壊熱による発熱があり、蒸気発生器二次側の水は右発熱によって蒸発し、およそ３０分で空になるので、蒸気発生器による一次系の冷却は行われなくなるため、一次系の圧力は高くなる。そして、一次系が過圧状態になると、加圧器にある蒸気逃し弁及び安全弁が作動して一次系の蒸気を放出することとなるが、蒸気逃し弁が開かれると、それは極小破断ＬＯＣＡに相当して、一次冷却材は失われるに至る。この場合には、ＥＣＣＳからの注入水が炉心で蒸発することによって炉心を冷却することになるが、しかし、原子炉内は蒸気のため高圧（１６０気圧以上）であるため、炉心への注水は充塡ポンプによってしかできない。しかし、充塡ポン

プによる注水量だけでは前記崩壊熱の除去には不十分であり、注入水も蒸発してしまうために、炉心内温度は上昇し、蒸気発生器の二次側の水が空になってからおよそ３０分から１時間以内に炉心は溶融する。右のように、二次給水系の故障によるＬＯＣＡに対しては、本件ＥＣＣＳはたとえ作動しても炉心溶融を防ぐことはできないというものであり、前顕甲第六一号証、第二六四号証は右主張に添うものである。

しかし、前顕乙第一号証の二及び弁論の全趣旨によれば、本件原子炉には、二次給水系の給水設備として、主給水ポンプ３台と電動の補助給水ポンプ２台及びタービン駆動の補助給水ポンプ１台とがそれぞれ設けられていること、そして、たとえ、右の主給水ポンプ３台のうち１台が故障したとしても、他の２台によって運転を継続することができ、また、外部電源がすべて喪失して給水ポンプのすべてが作動できなくなったとしても、それぞれの非常用ディーゼル発電機を電源とする補助給水ポンプ２台のうちの１台あるいは蒸気発生器で発生した蒸気の一部を主蒸気管から抽気することによって駆動することができるタービン駆動補助給水ポンプによって、いずれも二次冷却水を蒸気発生器に給水できるようになっていること、したがって、二次冷却水の給水が全く停止する可能性は考えられないことがいずれも認められる。したがって、前記原告らの主張に添う証拠は採用し難く、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

伊方町長住民に陳謝

４月１９日、伊方原発反対八西連絡協議会の呼びかけで、約６０人の住民が伊方町役場につめかけ、４月２９日に引退する山本長松町長に、口頭ではあるが、つぎのように陳謝させた。「私たちが考えていた安全性は崩れ、住民の皆さんに不安を与えたことは申し訳ない」と。　（詳報次号）

伊方原発もブレーキ装置の破損判明

点検中の伊方原発で、美浜３号と同様に、制御棒案内管の「たわみピン」の折損判明。「支持ピン」についても検査終了しているはずなのに、まずいためか、未だに発表なし。

会計報告　（'79.3/16〜4/20）

収入	
会　費	６３，０００
ニュース購読料	１５３，６００
カンパ	８，１５０
資料売上金	８００
コピー代金	３５，０００
計	２６０，５５０
支出	
ニュース印刷代	１０，０００
郵送料	６，３２０
為替手数料	１，７３０
東京行動援助費	１２０，０００
コピー料金	４４，０００
計	１８２，０５０
差引	７８，５００
	（借入金返済に充当）
借入金合計	３０５，９７４